

職場の権利点検リスト

労働基準法第1条 (労働条件の原則)

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。⇒憲法・第25条・第27条
 2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

労働基準法第3条 (均等待遇)

使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。



労働基準法は刑事罰をと
 もなう強行法規であり、そ
 の違反は犯罪行為です。また、
 つらみ 労働基準法を守ることは、
 「安全な医療確立」の最低条件でもあ
 ります。どんな些細な労働基準法の違
 反も見逃さず毅然と対応しましょう。
 まず、あなたの職場の状況を右のチ
 エックリストに基づいて点検してみま
 しょう。

(労働基準法違反の罰則については、労働基
 準法第117条～第121条を参照して下さい。)

点検項目

はい いいえ

労働契約	労働条件について、組合の合意なしの一方的変更がある 労働協約、就業規則、労働契約が守られている 労働契約を結ぶ場合、使用者は労働者に対して労働条件を明らかにしている	
労働時間	休憩時間を除き1週間の労働時間は40時間を超えていない 1日の労働時間は、休憩時間を除き、8時間を超えていない 変形労働、フレックスタイムの導入にあたっては、労働組合または労働者の過半数を代表する者との協定がある 休憩時間は、労働時間が6時間を越える場合は45分以上、労働時間が8時間を越える場合は1時間以上ある 休日は、毎週1日か4週間を通じて4日以上ある 時間外または休日の労働の場合には、労働組合または労働者の過半数代表者との協定がある 年次有給休暇は希望どおりとれる 賃金の支払いは、決まった日に通貨で直接労働者に全額支払われている 経営側の都合により労働者を休業させた場合、平均賃金の6割以上が払われている 時間外、休日の労働については割り増し賃金が支払われている 最低賃金額以上の賃金が支払われている 請求した日数の生理休暇が取れている 産前6週間、産後8週間の休暇が取れている 妊娠中の業務軽減が行われている 妊娠中に対して変形労働時間、時間外・休日労働、深夜勤務が制限されている 生後満1歳に満たない子育ての女子に対して、1日2回各々30分の育児のための時間取れている 妊産婦に対して、危険有害業務に対する制限がある 育児介護休業法が守られている 募集や採用で男女の扱いに差別がない パート労働者の権利がきちんと保障されている パート労働者の解雇が自由に行なわれていない 労働安全衛生委員会を設置している 労働安全衛生委員会を毎月開催している 労働安全衛生委員会の委員構成は労使同数である 厚労省の指針にもとづくメンタルヘルズ対策を実施している 労働組合に労働安全衛生担当者を配置している	
賃金		
女子労働		
パート労働		
労働安全衛生		